

## 大阪市施設型給付費等に係る処遇改善等加算(区分3)に係る研修修了要件取扱要領

本要領は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日付け  
成保296・7文科初第250号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局  
長連名通知。以下「処遇改善等加算通知」という。)の第2の3(1)i b・ii b・iiiにおける  
処遇改善等加算(区分3)(以下「加算」という。)に係る「別に定める研修」及び研修修了要件  
の適用時期について定めるものである。

### 第1 各施設類型における研修について

#### 1 保育所及び地域型保育事業所

##### (1) 処遇改善等加算(区分3)の研修修了要件に該当する研修

###### ア 保育士等キャリアアップ研修

保育士等キャリアアップ研修は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成  
29年4月1日付雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)  
の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の6に基  
づき指定を受けた機関(市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育  
に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。)又は都道府県が実施する研修

###### (ア) 職位・役職ごとに修了すべき研修分野

研修分野 (各分野15時間以上)	副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3つ以上の研修分野を修了	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1つ以上の研修分野を修了
	幼児教育		
	障がい児保育		
	食育・アレルギー対応		
	保健衛生・安全対策		
	保護者支援・子育て支援		
マネジメント研修	必須	※1	※1
保育実践研修	※2	※2	※2

マネジメント研修は、副主任保育士に限り、必須要件。

※1 専門リーダーと職務分野別リーダーについては、令和元年度までに修了していたものに限り、修了要件の研修に含めることができる。

※2 保育実践研修は、令和元年度までに実施されたものに限り、修了要件の研修に含めることができる。

※3 処遇改善等加算通知第2の3(1)iiiの「別に定める研修」は、副主任保育士又は専門リーダーが修了すべき研修とする。

#### (イ) 園内研修の取扱い

府知事が指定した研修実施機関が実施する保育士等キャリアアップ研修における、園内研修による1分野最大4時間の研修受講時間の短縮については当分の間行わない。

##### イ 旧免許状更新講習及び免許法認定講習

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)の一部施行(令和4年7月1日)より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習及び免許法認定講習のうち、「ガイドライン」の研修(保育実践の研修分野を除く)の内容等を満たし、かつ、同一分野を15時間以上履修していると認められる場合に限って、大阪府における保育士等キャリアアップ研修の当該分野を修了したものとみなす。

#### (2)研修修了要件の確認方法

本市の指定する方法により、研修を修了していることの証明の写しを提出することとする。

##### 【研修修了を証する書類例】

- ・保育士等キャリアアップ研修修了証
- ・大学等が発行する「更新講習修了書(履修証明書)」
- ・教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」又は「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」

※ 時間数の合計が1つの分野で15時間以上とする  
・その他本市が必要と認めるもの

#### (3)研修修了要件の適用時期について

加算対象職員は、処遇改善等加算(区分3)による賃金改善を受ける月の前月までに下記研修分野を修了する必要がある。

ア 副主任保育士、専門リーダー

上記(1)の修了すべき研修分野のうち修了要件の研修	令和7年度	令和8年度以降
	3分野以上	4分野以上

※副主任保育士は、令和8年度には専門分野別研修3分野以上に加え、マネジメント研修の修了が必須

イ 職務分野別リーダー

上記(1)の修了すべき研修分野のうち修了要件の研修	令和6年度以降
	1分野以上

(4)その他

幼稚園又は認定こども園に勤務していた者が、保育所又は地域型保育事業所に勤務することになり、上記(1)で定める研修を修了していない場合、幼稚園又は認定こども園において必要となる研修を、それぞれ必要な時間以上修了していることを確認できる場合、保育所又は地域型保育事業者において必要となる研修要件を満たすものとする。ただし、副主任保育士に限って課されるマネジメント分野については、15時間以上のマネジメント分野に係る研修修了が必須となる。

## 2 認定こども園及び幼稚園

(1)処遇改善等加算(区分3)の研修修了要件に該当する研修

(証拠書類がある限り受講年度は問わない)

認定こども園及び幼稚園の職員が受講すべき研修は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質(幼稚園においては、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質)を高めるための知識・技能の向上を目的とし、かつ、以下ア～キに該当する研修とする。

ア 都道府県又は市町村(教育委員会を含む)が実施する研修

(例:大阪府教育センターが実施する研修(ただし、幼稚園新規採用教員研修は除く。))

イ 大阪府が適当と認める認定こども園関係団体・幼稚園関係団体・保育関係団体が実施する研修

ウ 大学等(大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関若しくは免許状更新講習開設者又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究

所をいう。)が実施する研修

エ その他大阪府が適当と認める者が実施する研修

オ 認定こども園又は幼稚園が企画・実施する園内における研修

※下記(2)※4の研修要件を満たすもの。ただし、加算認定自治体において、個々の研修についてあらかじめ認定しない。

カ 免許状更新講習開設者が実施する免許状更新講習

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。  
なお、受講した免許状更新講習等の研修内容がマネジメント分野に該当する場合、該当時間分をマネジメント分野の研修を受講した時間数とする。

(ア) 免許状更新講習

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「更新講習修了書(履修証明書)」	書類記載の時間数
教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」 又は「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」	1証明書30時間

(イ) 免許法認定講習(いわゆる上進講習)

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」	取得単位数×15時間
教育委員会が発行する上位の免許状(例:一種免許)	150時間

(ウ) 免許状更新講習の受講免除者

証明書の種類	研修時間
教育委員会が発行する「免許状更新講習免除証明書」	30時間

キ 保育士等キャリアアップ研修

(2)対象者及び修了すべき研修時間

	中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60時間以上	60時間以上	15時間以上
うちマネジメント分野に係る研修	15時間以上の受講が必要(※2)	算定可能(※3)	算定可能(※4)
うち園内研修(※5)	15時間以内可	15時間以内可	4時間以内可

※1 保育士等キャリアアップ研修

保育所及び地域型保育事業所に準じ、中核リーダーを副主任保育士に、若手リーダーを職務分野別リーダーに読みかえるものとする。ただし、幼稚園については、「乳児保育」分野その他の保育所等に係る内容に特化した研修を除く。(注)各分野 15 時間を修了する必要はなく、受講した時間数を加算に係る研修の修了時間として算入することが可能である。また、認定こども園及び幼稚園における保育実践研修については、令和元年度までに修了したものに限る。

※2 マネジメント分野に係る研修とは、カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。

※3 保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修については、令和3年度までに修了したものに限り対象。

※4 保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修については、令和元年度までに修了したものに限り対象。

※5 園内研修は、以下の要件を満たすものとする。

- ・研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると上記(1)ア、イ若しくはエが認める者又はウに属する者を講師として行うものであること。

- ・研修の目的及び内容が明確に設定されていること。

- ・研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

(※)加算認定自治体において、研修講師や研修内容等についてあらかじめ認定しない。

※6 処遇改善等加算通知第2の3(1)iiiの「別に定める研修」は、中核リーダー又は専門

リーダーが修了すべき研修とする。

### (3)研修修了要件の確認方法

本市の指定する方法により、研修を修了していることの証明の写しを提出することとする。

#### 【研修修了を証する書類例】

- ・保育士等キャリアアップ研修修了証
- ・教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」又は「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」
- ・教育委員会が発行する上位の免許状(例:一種免許状)
- ・大学等が発行する「更新講習修了書(履修証明書)」
- ・大学等が発行する「学力に関する証明書」
- ・「保育士等キャリアアップ研修ハンドブック」(全国保育士会編)
- ・「研修ハンドブック」((公財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構／監修)
- ・その他本市が必要と認めるもの

### (4)研修修了要件の適用時期について

加算対象職員は、処遇改善等加算(区分3)による賃金改善を受ける月の前月までに下記研修時間を修了する必要がある。

#### ア 中核リーダー、専門リーダー

上記2の修了すべき研修時間	令和7年度	令和8年度以降
	45時間以上	60時間以上

※中核リーダーは令和8年度にはマネジメント分野に係る研修修了が必須

#### イ 若手リーダー

上記2の修了すべき研修時間	令和6年度以降
	15時間以上

### (5)その他

研修時間数として休憩時間は除くため、研修受講一覧や管理簿を記載する際は、休憩時間を除いて記載すること。

## 第2 その他

- 1 個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。
- 2 加算の申請を行う施設においては、幼児教育センター、教育委員会等が行う経験年数や園内の役割に着目した研修やテーマ別の研修、都道府県が適当と認めた者が行う研修、旧免許状更新講習、免許法認定講習、都道府県等が行う保育士向けの研修及び園内研修など、各加算対象職員が受講した多様な研修の修了状況を把握し、加算対象職員の発令の種類に応じた研修受講歴の一覧化を行うこととする。
- 3 前年度以前に、他の加算認定自治体で研修修了要件が認められた研修分野については、個人の管理のもと、原則としてその認定を引き継ぐものとする。
- 4 本要領は、国の通知・FAQ 等の改定により変更する場合があり、やむを得ない場合には遡って適用することがある。

### 附則

この要領は令和7年1月 28 日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

### 附則

この要領は令和7年 11 月 10 日から施行し、令和7年4月1日から適用する。